

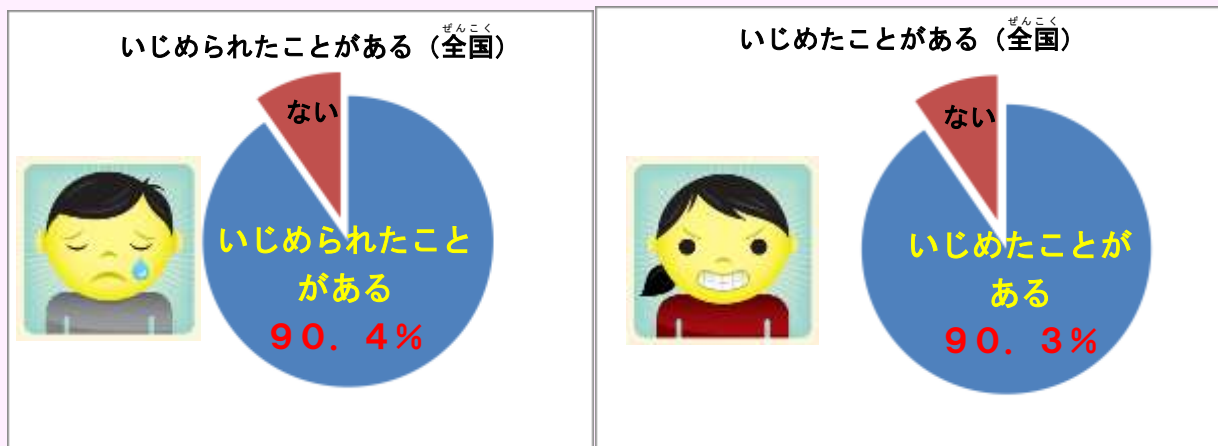
つくろうよ！笑顔いっぱいえが おの学校を！！ ～ 「いじめ」は、絶対許ぜったいゆるしません ～

「いじめ」は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題です。
もし、いじめを見かけたら、かならず相談してください。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる

いじめられたことがある子どもも、いじめたことがある子どもも、9割を超えます。

平成22年度の小学4年生が中学校3年生になるまでの「いじめ」の追跡調査結果



【いじめ追跡調査2013-2015（国立教育政策研究所）】

「いじめ」は、いろいろな場所ばしょで、いろいろな形かたちで行われます



悪気わるきが無くても、受け手の心こころや体からだを傷つける言葉ことばや行動こうどうは「いじめ」です。

- | | |
|-----------|---|
| 【傷つける言葉】 | 陰口・無視・冷やか <small>むしひ</small> し・からかい・悪口・いやなあだ名で呼ぶ… |
| 【無視】 | 無視・仲間外れ… |
| 【暴力】 | たたく・ける・ものをなげる・たたく（ける）ふりをする… |
| 【ラインやメール】 | ラインやメールでの悪口や仲間外れ… |
| 【その他】 | いやな絵や手紙をわたす・物をかくす・お金をたかる… |

平成29年4月 三鷹市教育委員会

いじめは「いじめる人」と「いじめられる人」の関係だけではありません

「いじめる人」と「いじめられる人」の関係だけではなく、「はやし立て」や「見て見ぬふり」もいじめを深刻化させます。

からかっただけ・・・
一緒にふざけただけ・・・

私はいじめていないから・・・

見て見ぬふり・・・
関わりたくない



見えにくいいじめが増えてきています

「ネットいじめ」が増えています。

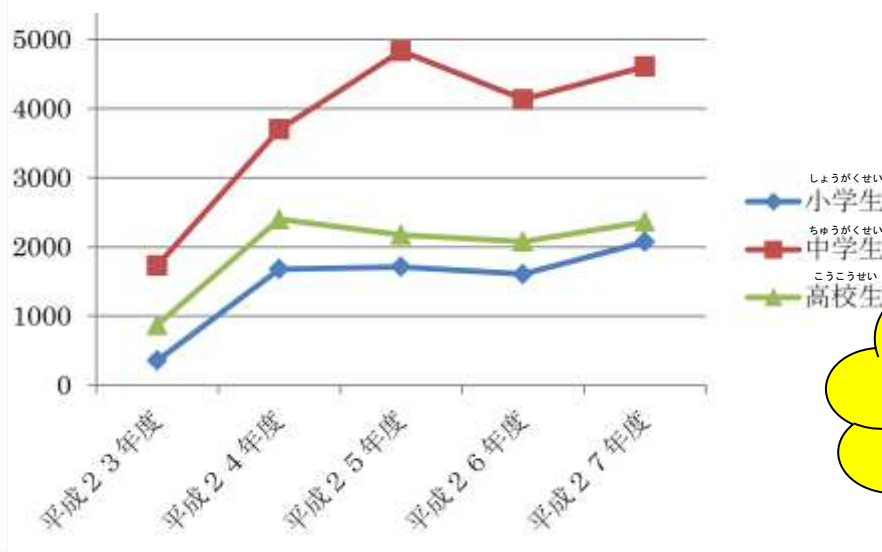
インターネットやスマートフォンは便利なコミュニケーションの道具です。

でも、使い方を間違えると、たくさんの人を傷つけてしまいます。

言ったり、したりてはいけない事は、インターネットやスマートフォンでも許されません。

家庭で話し合って、「ルールづくり」を行い、「約束を守って使う」ことが大切です。

「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷(※1)や嫌なことをされる。」



ひぼう・中傷、仲間外れ、
画像・動画の投稿、個人
情報(※2)・うその情報
の書き込み等をしない。

【「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)】

※1「ひぼう・中傷」悪口を言いふらして、人を傷つけること

※2「個人情報」名前、住所、電話番号、写真など、本人が特定されるような情報

とく みんなで取り組もう「いじめのない学校」 がっこう

じとつ せいと
児童・生徒の
みなさんへ

つくろうよ！笑顔いっぱいえがおの学校がっこうを！！

■いじめは、絶対にダメ！

だれ 誰かをいじめてよい理由りゆうなんてありません。

■相手の気持ちをよく考かんがえて、行こう動どうしましょう。



～ 学級がっきゅうや学校がっこうで取り組めることを話し合はなってみよう ～ あ

保護者の皆様へ

どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、子どもの小さなサインを見逃さないようにしてください。いじめを行うこと、いじめに加担すること、いじめを傍観することのないよう、ご家庭でのコミュニケーションを通し、正しい言葉使い、思いやり、規範意識等を育てて頂きますようお願いします。

地域の皆様へ

地域での声掛けや見守りなどにより、子どもたちが安心して過ごせる環境をつくっていただきますよう、ご協力をお願いします。気になる場面が見られた場合は、学校または教育委員会にご連絡をお願いします。

保護者・地域向けリーフレット「保護者・地域の皆様へ」もご確認ください。

わたし みす なや そうだん
私 は い じ め を 見 過 ご さ ない。 悩 ま ず 相 談 し ま し ょ う。

はっけん いじめ発見のチェックシート

■ 児童・生徒のみなさん

自分や友だちにこんな様子が見られたら、ひとりで悩まず、相談しましょう。

(1) 自分や友だちが悩んでいることはありませんか

☐	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。
☐	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。
☐	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。
☐	学校に行きたくないと思う。

(2) 自分や友だちが、こんなことを言われたり、されたりしていませんか

このような場合は、必ず先生や家族に相談しましょう。

☐	冷やかしの、からかい、悪口、おどしなど嫌なことを言われる。
☐	仲間外れにされたり、無視されたりする。
☐	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。
☐	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
☐	ノートや教科書に落書きされたり、作品や掲示物にいたずらされたりする。
☐	鞆や筆箱等が隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
☐	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。
☐	いつも鬼ごっこの鬼等、特定の役割をさせられている。
☐	いつも人の嫌がる仕事をさせられている。
☐	人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
☐	お金をたかられたり、おごらされたりする。

〈参考〉「いじめ総合対策【第2次】」（平成29年2月東京都教育委員会）

でんわ そうだん まどぐち あんない 電話相談窓口の案内

なや そうだん ひとりで悩まず相談しましょう

- ◆ 学校では、担任の先生をはじめ、スクールカウンセラーなど、どの先生にでも相談できます。
- ◆ ご家族や友達など、相談しやすい人に相談しましょう。
- ◆ 三鷹市教育委員会学務課総合教育相談室
電話 0422-47-0110
- ◆ 東京都いじめ相談ホットライン（24時間対応）
電話 0120-53-8288
- ◆ 東京都教育相談センター
電話 03-3360-8008
- ◆ 24時間子供SOSダイヤル
電話 0120-0-78310
- ◆ 東京都児童相談センター（よいこの電話相談）
電話 03-3366-4152
- ◆ 子供の権利擁護専門相談事業
電話 0120-874-374
- ◆ 警視庁少年相談室（ヤング・テレホン・コーナー）
電話 03-3580-4970
- ◆ 東京都立小児総合医療センター（こころの電話相談室）
電話 042-312-8119

「三鷹市いじめ防止対策推進条例」「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」（改訂版）、リーフレットは三鷹市ホームページで確認できます。

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/>